

広島市健康づくりセンター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市健康づくりセンター 広島市中区千田町三丁目8番6号
- (2) 設置目的
市民の健康の維持増進を助長するとともに、健康に関する科学的知識の普及啓発等を行い、市民の健康づくりの増進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 健康管理・増進センター
① 市民の健康診査等
② その他市民の健康の維持増進に必要な事業
イ 健康科学館
① 健康資料の収集、保管、展示及び供用
② 健康づくりに関する研修会、講習会等の開催
③ 健康に関する情報の収集及び提供
④ 健康に関する科学的知識の普及啓発に必要な事業
⑤ 健康に関する活動等の支援
⑥ その他健康に関し市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
公益財団法人広島原爆障害対策協議会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島原爆障害対策協議会
- (2) 非公募とする理由
広島市健康づくりセンターは、本市、一般社団法人広島市医師会及び公益財団法人広島原爆障害対策協議会（以下「原対協」という。）の三者が建設及び運営について協力を行うとともに、原対協が施設の運営管理を一体的に行うことを前提として設置した施設であるため、原対協を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 健康管理・増進センター
① 休館日
a 日曜日（毎月の第1日曜日及び第3日曜日を除く。）
b 土曜日（毎月の第2土曜日及び第4土曜日（第5土曜日がある場合にあっては、第2土曜日、第4土曜日及び第5土曜日）を除く。）
c 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
d 12月29日から翌年1月4日まで
② 受付時間
午前8時30分から午前11時50分までとし、午後は1時から午後3時までとする。
ただし、第1日曜日及び第3日曜日並びに第2土曜日、第4土曜日及び第5土曜日については、午前8時30分から午前11時30分までとする。
イ 健康科学館
① 休館日
a 月曜日
b 休日の翌日
c 12月28日から翌年1月4日まで
② 開館時間
午前9時から午後5時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 健康づくりセンターの事業（市民の健康診査等に係る事業を除く。）の実施に関すること。
イ 健康づくりセンターへの入館の制限に関すること。
ウ 健康づくりセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
エ その他市長が定める業務
オ 特記事項
① 健康科学館の展示ホールの健康資料の観覧に係る料金については、利用料金制を導入済み。
② 市民の健康診査に係る事業を委託する。

- (ウ) 申請者から令和4年度から同8年度までの各年度の利用者数の数値目標及びそれを達成するための利用促進策の提案を求める。
- (エ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

(6) 配置人員

- ア 12人を標準とする。
- イ 専門職員の配置
 - (ア) 栄養士 1人を標準とする。
 - (イ) 看護師 1人を標準とする。
 - (ウ) 保健師 1人を標準とする。
- ウ 防火管理者の配置
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。
- エ 施設及び設備の維持管理者の配置
配置人員のうち、施設及び設備の維持管理を行う者1人を必置とする。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

5億5,873万7千円

なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント]</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。</p> <p>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント]</p> <p>① 市民の健康づくりに対する考え方と広島市健康づくりセンターの運営方針が明確にされており、条例・規則等に沿った適切なものとなっているとともに、利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。</p> <p>② 健康管理・増進センターの運営及び事業実施について、条例・規則等に沿った適切なものとなっているか。</p> <p>③ 健康科学館の運営及び事業実施について、条例・規則等に沿った適切なものとなっているか。</p> <p>④ 自主事業と施設の事業を一体的に実施でき、施設の効果的な運営が図れるとともに、利用者に対するサービスの向上に向けた取り組みが検討されているか。</p> <p>⑤ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</p>	
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント]</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。</p> <p>② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</p> <p>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</p> <p>⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】	達成・未達成
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション2.1の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】	策定済・未策定
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】	該当・非該当
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当